

議第 63 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 23 日岐阜県指令市町村第 1263 号）の一部を改正する規約を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、当該規約の一部を改正するもの。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 23 日岐阜県指令市町村第 1263 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u> の引渡し 3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務	別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

【参考資料】

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約要綱

1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、当該規約の一部を改正するものです。なお本件議決は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 291 条の 3 第 1 項で「広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める」並びに法第 291 条の 11 において「第 291 条の 3 第 1 項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」とされていることによるものです。

2. 概要

(1) マイナンバーカードと被保険者証が一体化され、被保険者証が廃止されることに伴い、別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めます。

(別表関係)

(2) この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

(附則関係)

【地方自治法 抜粋】

(組織、事務及び規約の変更)

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下、略)

(議会の議決を要する協議)

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。